

別紙 特別補償規程

(令和2年4月1日から適用)

第1章 補償金等の支払い

(当社の支払責任)

第1条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ突然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって、身体に企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務券等によって提供された当該企画旅行参加に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時まで、次の各号のいずれかの時をいいます。

前項の傷害には、身体外部から有傷又は有傷物質を偶発的に一時に接触、吸収又は摂取したときと急激かつ突然な乗務券等によって提供された当該企画旅行参加に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時まで、次の各号のいずれかの時をいいます。

ただし、細菌性食物中毒は含まれません。

(用語の定義)

第2条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行契約募集型企画旅行契約の第2条第2項及び受注型企画旅行契約の第2条第2項に規定するものをいいます。

この規定において「企画旅行参加」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗務券等によって提供された当該企画旅行参加に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時まで、次の各号のいずれかの時をいいます。

前項の傷害には、身体外部から有傷又は有傷物質を偶発的に一時に接触、吸収又は摂取したときと急激かつ突然な乗務券等によって提供された当該企画旅行参加に定める最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時まで、次の各号のいずれかの時をいいます。

ただし、細菌性食物中毒は含まれません。

(用語の定義)

第3条 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 乗客員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時

(2) 前項の解散が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客のみが入場する飛行機内における手荷物の検査等の終了時

ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時

ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時

ニ 車両であるときは、乗車時

ホ 宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1) 乗客員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げられた時

(2) 前項の解散が行われない場合において、最後の運送・宿泊機関等が、イ 航空機であるときは、乗客のみが入場する飛行機内からの退場時

ロ 船舶であるときは、下船時

ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時

ニ 車両であるときは、降車時

ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合一その1)

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が企画旅行の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(4) 旅行者が法令に定められた運転資格を有していない、又は酔って正常な運転ができない、その他あらかじめ定められた運転条件に適合して運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6) 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(7) 旅行者の転倒、転落、後突、後突又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

(8) 旅行者の旅行の執行又は拘留若しくは監禁に生じた事故

(9) 戦争、外国の武力行使、革命、政変、内乱、政変反乱その他これらに類似の事実又は暴動(この規程において、群衆又は多数者の集団の行動によつて、全国又は一部の地区において若しくは軽微な程度で治安維持上重大な事態を認める状態をいいます。)

(10) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします。)若しくは核燃料物質によって汚染された物質(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故

(11) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第10号以外の放射線照射又は放射線汚染

2 当社は、原因のいかなるかを問わず、頭痛症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛・他覚症状のないものに対しては、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合一その2)

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合一その3)

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合を除いては、補償金等を支払いません。

各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払います。

(1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害

(2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競争、興行(いずれも補償を有します。又は競走艇(性能競争を目的とする運転又は操縦をいいます。))をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車等が公道で道路としてこれらを用いている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないにもかかわらず補償金等を支払います。

(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便である不定期便であるとを認めず)を主たる航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合一その4)

第5条の2 当社は、旅行者が死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げるいずれか1に該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当する者であること。

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で死亡した場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円(以下「補償金額」といいます。)を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支給した後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支給した金額を控除した金額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内で後遺障害(身体に残された将来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のもの)を負った場合には、以下同様とします。)が生じた場合は、旅行者1名につき、補償金額に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

別表第2の各号に掲げるいかなる後遺障害に対しても、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体障害の程度に依りて、別表第2の各号の区分に基づき後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の(1)(3)、(1)(4)、(2)(3)、(4)及び(5)(2)に掲げる機能障害に至らない障害が生じた場合は、後遺障害補償金を支払いません。

同一事故により2級以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に別表第3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一般のごときの後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって算定します。

前各項目に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第8条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活が営みできなくなり、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常態での管理下において治療に専念することをいいます。以下この条において同様とします。)した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます。)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 40万円

ロ 入院日数90日未満の傷害を被ったとき 20万円

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 10万円

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき 4万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上の傷害を被ったとき 20万円

ロ 入院日数90日以上180日未満の傷害を被ったとき 10万円

ハ 入院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

ニ 入院日数7日未満の傷害を被ったとき 2万円

2 旅行者が入院しない場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定を適用し、入院日数とします。

3 当社は、旅行者1名について入院見舞金又は死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を併せて支払うべき場合は、その合計額を支払います。

(通院見舞金の支払い)

第9条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活が営みできなくなり、かつ、通院(医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所へ通い、医師の治療を受けること(往診を含みます。))をいいます。以下この条において同様とします。)した場合は、その日数(以下「通院日数」といいます。)が1日以上となつたときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 通院日数90日以上の傷害を被ったとき 10万円

ロ 通院日数7日以上90日未満の傷害を被ったとき 5万円

ハ 通院日数3日以上7日未満の傷害を被ったとき 2万円

ニ 通院日数3日未満の傷害を被ったとき 1万円

2 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営むべき生活が生じ、当該期間とは、その状態にある期間については、前項の規定を適用し、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に営むべき生活が生じ、かつ、以降の通院については、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、入院しない場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を併せて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別)

第10条 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となつた場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(同額のときは、第1号に掲げるもの)のみを支払います。

3 旅行者が入院しない場合においても、骨折等の傷害を被ったとき又は平常の生活に営むべき生活が生じ、当該期間とは、その状態にある期間については、前項の規定を適用し、通院日数とみなします。

4 当社は、入院しない場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名について入院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金を併せて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(死亡の確定)

第11条 旅行者が被るべき新空難若しくは船舶航行方不明となつた、又は運送しからずを結果としてなお存続する見えないときは、航空運送若しくは船舶航行方不明となつた日又は遭難した日、旅行者1名の傷害として死亡したものと推定します。

(他の傷害等又は疾病の影響)

第12条 旅行者が第1条の傷害を被ったとき既に存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被った後にその原因となつた事故が原因で発生した障害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となつたときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び補償金等の請求の手続

(傷害程度等に関する説明等の請求)

第13条 旅行者が第1条の傷害を被つたときは、当社は、旅行者が死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について説明を求め、又は旅行者の医師の診察若しくは死体の検査を求めるとあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらのために協力しなければなりません。

2 旅行者が死亡補償金を受け取るべき者は、その旨を通知し、かつ、第1条の傷害を被つたときは、傷害の程度、その原因となつた事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から30日以内で報告をしなければならないものとします。

3 旅行者が死亡補償金を受け取るべき者は、当社が認めると正当な理由なく第2項の規定に違反したときはその説明若しくは報告につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(補償金等の請求)

第14条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当該前項の補償金等請求書及びこれに掲げる書類を提出しなければなりません。

(1) 死亡補償金請求の場合

イ 旅行者の戸籍簿並びに法定相続人の戸籍簿及び戸籍改訂証明書

ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書

(2) 後遺障害補償金請求の場合

イ 旅行者の医師の診断書

ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ハ 後遺障害(程度を認定する医師の診断書)

(3) 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 療養の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

(4) 通院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 療養の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

2 当社は、前項以外の書類の提出を求めるときは、前項の書類の一部の写しを認めることがあります。

3 旅行者が死亡補償金を受け取るべき者が第1項の規定に違反したときは又は提出書類につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(代位)

第15条 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第5章 携帯品損害補償

(当社の支払責任)

第16条 当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶発的な事由によってその所有の身の回り品(以下「携帯対象品」といいます。)を被ったときは、本章程の規定により、携帯品損害補償金(以下「補償金額」といいます。)を支払います。

(補償金額を支払わない場合一その1)

第17条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、損害補償金を支払いません。

(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(2) 旅行者と世帯を同じくする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取るに十分な場合となつた場合は、この限りではありません。

(3) 旅行者の自白。犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(4) 旅行者が法令に定められた運転資格を有していない、又は酔って正常な運転ができない、その他あらかじめ定められた運転条件に適合して運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6) 差押え、徴収、没収、破壊等又は公的団体の公権力の行使。ただし、火災消防又は避難に必要な処置としてなされた場合は、この限りではありません。

(7) 補償対象品の瑕疵。ただし、旅行者が交代で代わって補償対象品を管理する者が相当の注意を怠らなくても発見し得たことと認められるときは、この限りではありません。

(8) 補償対象品の自然の劣化、さび、ひび、変色、わずかな傷、虫食い等

(9) 他人の故意又は過失によって補償対象品の機能や支障をきたさない損害

(10) 補償対象品である液体の漏れ。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。

(11) 補償対象品の盗難又は失火

(12) 第3条第1項第9号から第12号までに掲げる事由

2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、損害補償金を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金額を支払わない場合一その2)

第17条の2 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいづれかに該当する事由がある場合は、損害補償金を支払いません。

(1) 現金、小切手その他の有価証券、預金、切手その他これらに準ずるもの

(2) レジックカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの

(3) 積本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの(磁気テープ、磁気ディスク、シュー・ディー・ロム、光ディスク等情報機器(コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器)で直接処理を行なえる記録媒体に記録されたものを含まず。)

(4) 船舶(自家用のモーターボート及びボートを含みます。)及び自動車、原動機付自転車及びこれらに付随するもの

(5) 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの

(6) 楽器、銃、コンタクトレンズその他これらに類するもの

(8) 動物及び植物

(9) その他当社があらかじめ指定するもの

(損害賠償及び損害補償金の支払制限)

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます。)は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な経費及び当該第3条の費用の合計額が10万円を超えるときは、当社は、その損害額を10万円に制限し、超過する額は損害額を支払いません。

3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき15万円を限度とし、かつ、損害額が旅行者1名に対して1回の事故につき3,000万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

(傷害の併等)

第20条 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知つたときは、次の事項を履行しなければなりません。

(1) 損害の防止に努めようとする。

(2) 補償対象品の有無、状態を当社に通知すること。

(3) 旅行者の個人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要の注意を怠らぬこと。

2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、防止に努めようとしたと認められる額を差し引いた残額を損害額とみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず。また、同項第3号に違反したときは、損害補償金の権利行使によって受けることができると認められる額を差し引いた残額を損害額とみなします。

3 当社は、次に掲げる費用を支払います。

(1) 第1項第1号に規定する損害の防止に努めるために要した費用のうち当社が必要又は有益であったと認められるもの

(2) 第1項第3号に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第21条 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及びこれに掲げる書類を提出しなければならないものとします。

(1) 警察署又はこれに代わるべき第三者の事故証明書

(2) 補償対象品の有無の状態を証明する書類

(3) その他旅行者の要求する書類

2 旅行者が前項の規定に違反したときは又は提出書類につき知っている事実を不実として表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したときは(第2条を適用して)損害額を支払いません。

(保険契約がある場合)

第22条 旅行者が第14条の規定に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額と被保険する金額との差額を支払います。

(代位)

第23条 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求を有する場合は、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額内限りで当社に移転します。

別表第1(第5条第1項関係)

別表第2(第7条第1項、第3項及び第4項関係)

別表第3(第8条第2項関係)

別表第4(第9条第1項関係)

別表第5(第10条第1項関係)

別表第6(第11条第1項関係)

別表第7(第12条第1項関係)

別表第8(第13条第1項関係)

別表第9(第14条第1項関係)

別表第10(第15条第1項関係)

別表第11(第16条第1項関係)

別表第12(第17条第1項関係)